

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

現行法	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の特例を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、情報化社会の進展により、高齢者や障害のある人も公平かつ容易に投票できるようになったことにかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の特例を定めるものとする。</p>
<p>(電磁的記録式投票機の具備すべき条件等)</p> <p>第四条 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。</p> <p>一 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。</p> <p>二 投票の秘密が侵されないものであること。</p> <p>三 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る公職の候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。</p> <p>四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。</p> <p>五 予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを記録した電磁的記録媒体（以下「投票の電磁的記録媒体」という。）の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。</p> <p>六 投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。</p> <p>七 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること（新設）</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。</p> <p>2 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。</p>	<p>(電磁的記録式投票機の具備すべき条件等)</p> <p>第四条 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。</p> <p>一 同左</p> <p>二 同左</p> <p>三 同左</p> <p>四 同左</p> <p>五 同左</p> <p>六 同左</p> <p>七 同左</p> <p>八 政令で定めるバリアフリーについての技術標準を具備しているものであること。</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。</p> <p>2 同左</p>
<p>(電磁的記録式投票機において表示すべき事項等)</p> <p>第五条 公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とする。この場合において、その表示の方法について必要な事項は、都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県が、市町村の議会の議員又は長の選挙については市町村が、それぞれ、条例で定める。</p>	<p>(電磁的記録式投票機において表示すべき事項等)</p> <p>第五条 公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名、顔写真、党派別及び各党派のシンボルマークとする。この場合において、その表示の方法について必要な事項は、都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県が、市町村の議会の議員又は長の選挙については市町村が、それぞれ、条例で定める。表示の方法を定めるにあたっては、高齢者や障害のある人に分かりやすい方法を配慮するものとする。</p>
<p>(電磁的記録式投票機の指定)</p> <p>第六条 市町村の選挙管理委員会は、第三条の規定による投票を行う選挙について、第四条第一項各号に掲げる条件を具備する電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しなければならない。この場合において、第三条第三項の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電磁的記録式投票機の指定)</p> <p>第六条 市町村の選挙管理委員会は、第三条の規定による投票を行う選挙について、第四条第一項各号に掲げる条件を具備する電磁的記録式投票機のうちから、高齢者や障害のある人の意見を聴いた上、当該選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しなければならない。この場合において、第三条第三項の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電磁的記録式投票機による代理投票等)</p>	<p>(電磁的記録式投票機による代理投票等)</p>

<p>第七条 第三条の規定による投票において、<u>身体</u>の故障又は文盲により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票(電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録することをいう。以下同じ。)を行うことができない選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定による申立てがあった場合においては、投票管理者は、<u>投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち合わせなければならない。</u></p> <p>3以下 (略)</p>	<p>第七条 第三条の規定による投票において、<u>心身</u>の故障又は識字障害により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票(電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録することをいう。以下同じ。)を行うことができない選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定による申立てがあった場合においては、投票管理者は、<u>当該選挙人が予め届け出た投票補助者に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、投票管理者が当該選挙人の承諾を得て定めた投票補助者一人をこれに立ち合わせなければならない。</u></p> <p>3以下 (略)</p>
--	---